

独立行政法人空港周辺整備機構 中期計画

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、国土交通大臣が定めた機構の中期目標を達成するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、機構の中期計画を以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）（以下「整理合理化計画」という。）等で示された事務・事業の見直し及び組織の見直し等及びこれまでの取組を継続して行うことにより、組織運営及び業務運営の効率化を推進して事業の進捗を図る。

（1）組織運営の効率化

① 空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに的確に対応するため、機動的かつ柔軟な組織運営を図るものとし、平成20年度において、大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課の業務を事業第一部用地補償課に集約したうえで、事業第一部・事業第二部を統合し、総務部及び事業部の2部制に再編する。これに伴い、移転補償課は廃止する。

また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果並びに将来の事業量の推移等を踏まえ、更なる組織・定員の見直しを行い、組織運営の効率化を図る。

② 事業の実施形態及び組織のあり方については、独立行政法人以外での実施形態を含めた組織の在り方について平成22年度までに結論が出される予定であり、その結果を踏まえて、所要の見直しを行う。

（2）人材の活用

人材の活用については、出資者である国及び地方公共団体との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保することにより効率的な業務運営を図る。また、機構組織全般について、国及び地方公共団体との人事交流を推進し、若い人材の任用を行うことにより、役職階層における年齢バランスの改善等、更なる組織の活性化を図る。

（3）業務運営の効率化

① 代替地造成事業の廃止

代替地造成事業は、周辺地方公共団体等に対する周知活動を進め、平成21年度に廃止する。

なお、移転補償対象者から代替地の要望（照会）等があった場合には、要望者のニーズに合った情報を提供する等により適切に対応する。

② 事業費の抑制

事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で20%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）

③ 一般管理費の抑制

一般管理費について、業務の見直し及び簡素化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務の質の向上

業務の質を向上させるため、次の措置を行うこととし、また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直しの結果を踏まえて的確に対応する。

① 出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回以上開催する等、業務の調整及び意見交換のための会議を定例化する。

② 広報活動の充実

イ ホームページ、パンフレット等の内容について、自治体、地域住民はもとより、一般企業向けにも発注情報等を含めコンテンツを充実させることなどの方法により積極的に情報を公開する。また、ホームページのアクセス数年間3万件以上を確保することに努め、ホームページに寄せられた質問・意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。

ロ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

事務・事業の効率性の確保並びに事業実施等に関する法規則等の遵守を促し、また、適切な人事評価を行い、役職員の資質の向上及び役職員の意識改革に努めるとともに国民の理解が得られるよう分かりやすく説明する意識を徹底すること

として、国等の取組の状況を参考としながら、以下の取組を行う。

- ① 目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務執行へのインセンティブを向上させる。
- ② 民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。
- ③ 業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。
- ④ 地元自治体や住民からのニーズに的確に対応するための資質・能力の養成、業務に係る専門知識の向上及びガバナンス強化に向けて外部講師等による職員研修（年3回以上）を実施する。
- ⑤ 前年度の業務の評価を次年度の目標設定・業務の実施に反映させるため、内部評価委員会を開催する。
- ⑥ 情報開示のあり方
機構の業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、整理合理化計画に係る取組並びにその実施状況や次の情報についてもホームページ等により積極的に公開を行う。
イ 年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、国民が利用しやすい形で、情報の提供を行う。
ロ 特定独立行政法人に準じ、職員の勤務時間その他の勤務条件を公表する。
- ⑦ 管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。
- ⑧ 業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。
- ⑨ 評価委員会の評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、マネジメント体制等に反映させる。

(3) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

- ① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。
また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施につ

いて徹底的なチェックを受ける。

(4) 大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備

平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにあわせて、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けた取組を行う。

(5) 業務の確実な実施

周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針の趣旨を踏まえ各事業を進める。

① 再開発整備事業

事業を推進するにあたっては、第2種区域に限定することとし、第1種区域（第2種区域を除く）での事業については、国の国有地の処分計画を踏まえ、国、貸付先及び関係機関等との協議を進め、平成22年度末までに廃止する。

② 民家防音工事補助事業

イ 事業費については、業務内容や積算基準の見直しと併せて競争入札制度を導入することで、事業費の縮減に努める。

ロ 入札制度導入後においても、申請者に対するサービスレベルが低下しないよう、工事積算方法の簡略化等による事務の効率化に取組み、また、申請者のニーズに応えられるよう事業の実施方法の工夫をする。

ハ 平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえて事業の抜本的見直しを行う。

③ 移転補償事業

イ 事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図る。

ロ 平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で事業を縮減する方向で検討された結果を踏まえて事業を実施する。

④ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。特に利用緑地及び緩衝緑地第1期事業について、本中期目標期間内の達成に向けて、国及び関係自治体と調整を図りながら着実に実施する。

また、平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮小する方向で検討されていることから、この結果を踏まえて当機構においても事業計画の変更・修正等を行う。

⑤ 福岡空港周辺における緑地整備に関しては、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。

(6) 空港と周辺地域の共生

空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の措置を講

ずる。

イ 2. (1)、①国及び地方公共団体並びに周辺自治体で構成する「連絡協議会」等の協力を得ること等により、積極的に啓発活動を行う。

ロ 環境関係の見学要望や環境学習の受け入れには適切に対応し、空港周辺環境対策の理解を深める。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算 別紙のとおり

(2) 収支計画 別紙のとおり

(3) 資金計画 別紙のとおり

欠損金については平成21年度までに確実に解消を図ることとする。

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当なし

6. 剰余金の使途

固有事業に充てる。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

① 当機構の給与水準については、対国家公務員指数が国家公務員の水準を上回っていることから、機構の見直しにおいて行うこととされている、職員の在職地域や学歴構成等の要因及び高率の異動保障を受けている職員の比率が国家公務員に比して高い要因等についての検証を平成20年度中に行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、是正のために必要な措置を出来る限り速やかに講じる。

さらに、検証結果及び取組状況については、ホームページ等により公表する。

② 定年退職者の補充については、事業量の推移を見極めつつ、原則として補充を行わない。

(2) 騒音防止法第29条第1項に規定する積立金の使途（機構省令第3条）

なし

資金計画

区分	金額
資金支出	53,943
業務活動による支出	47,244
投資活動による支出	1,530
財務活動による支出	3,745
次期繰越金	1,424
資金収入	53,943
業務活動による収入	49,936
業務収入	6,064
受託金収入	32,318
その他の収入	11,554
投資活動による収入	153
補助金による収入	153
財務活動による収入	2,317
前期よりの繰越金	1,537

区分	金額
費用の部	48,018
経常費用	47,953
業務費用	42,410
大阪固有事業	1,611
福岡固有事業	2,240
受託事業	30,241
その他事業	8,318
一般管理費	5,320
人件費	4,181
物件費	1,135
減価償却費	3
財務費用	223
雑損	0
臨時損失	64
収益の部	49,884
経常収益	49,882
業務収入	6,043
受託収入	32,318
補助金等収益	11,455
財務収益	66
雑益	0
臨時利益	2
純利益	1,866
目的積立金取崩額	—
総利益	1,866

収支計画

区分	金額
収入	52,188
業務収入	6,043
補助金収入	9,252
受託金収入	32,318
負担金収入	2,222
長期借入金等収入	2,117
雑収入	102
繰越金受入	135
支出	52,188
大阪固有事業	3,849
福岡固有事業	4,428
受託事業	30,241
その他事業	8,310
人件費	4,183
一般管理費	1,176

予算

※ 計数は単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しないことがある。